

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年11月24日(2017.11.24)

【公開番号】特開2017-50033(P2017-50033A)

【公開日】平成29年3月9日(2017.3.9)

【年通号数】公開・登録公報2017-010

【出願番号】特願2016-241926(P2016-241926)

【国際特許分類】

G 06 Q 20/00 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 20/00

【手続補正書】

【提出日】平成29年10月16日(2017.10.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

非一時的メモリと、

前記非一時的メモリに結合された1つ以上のハードウェアプロセッサと、  
を備えたシステムであって、

前記ハードウェアプロセッサは、前記システムに動作を実行させるための命令を前記非  
一時的メモリから読み出すように構成されており、前記動作は、

価値交換システム内に提供された第1のユーザ口座から第2のユーザへ価値を転送する  
ための要求を、第1のユーザデバイスから受信することであって、価値を転送するための  
前記要求は、前記価値交換システムの外の前記第2のユーザを識別する第2のユーザ識別  
子と、交換する価値の量とを含む、ことと、

前記ユーザ識別子を用いて、前記第2のユーザが前記価値交換システムに登録されてい  
ないことを判別することと、それに応じて、

前記価値交換システムへの登録処理のための命令を含む、価値を転送するための前記要  
求の通知を、前記第2のユーザ識別子を用いて、第2のユーザデバイスへ送信することと  
、

前記登録処理中に、前記第2のユーザについての情報を判別することと、

前記第2のユーザについての前記情報の第1のサブセットを検証することと、

前記第2のユーザについての前記情報を用いて、前記第2のユーザのための第2のユー  
ザ口座を前記価値交換システム内に作成することと、

検証された前記情報の前記第1のサブセットに基づく取引制限を有するように前記第2  
のユーザ口座を構成することと、

を含む、システム。

【請求項2】

前記動作は、

価値を転送するための前記要求を受信する前に、前記第1のユーザ口座及びクレジット  
口座を識別する預け入れ情報を受信することと、

前記クレジット口座を用いて、前記第1のユーザ口座に資金提供することと、  
を更に含む、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記動作は、

価値を転送するための前記要求を受信する前に、前記第1のユーザ口座及びデビット口座を識別する預け入れ情報を受信することと、

前記デビット口座を用いて、前記第1のユーザ口座に資金提供することと、  
を更に含む、請求項1に記載のシステム。

#### 【請求項4】

前記動作は、前記ユーザからの預け入れを受信することを更に含み、前記預け入れは、電子小切手を用いて資金提供される、請求項1に記載のシステム。

#### 【請求項5】

前記動作は、価値を転送するための前記要求を前記第1のユーザから受信する前に、  
前記第1のユーザ口座及び自動精算所転送情報を識別する預け入れ情報を受信することと、

前記自動精算所転送情報を用いて、前記第1のユーザ口座に資金提供することと、  
を更に含む、請求項1に記載のシステム。

#### 【請求項6】

前記動作は、価値を転送するための前記要求の前記通知を前記第2のユーザデバイスへ送信する前に、価値の前記量を前記第1のユーザ口座から前記第2のユーザへ割り当てる  
こと、を更に含む、請求項1に記載のシステム。

#### 【請求項7】

前記動作は、価値を転送するための前記要求の前記通知を前記第2のユーザデバイスへ送信した後に、価値の前記量を前記第1のユーザ口座から前記第2のユーザへ割り当てる  
こと、を更に含む、請求項1に記載のシステム。

#### 【請求項8】

価値交換を提供する方法であって、

価値交換システム内に提供された第1のユーザ口座から第2のユーザへ価値を転送するための要求を、価値交換サーバシステムによって第1のユーザデバイスから受信することであって、価値を転送するための前記要求は、前記価値交換システムの外の前記第2のユーザを識別する第2のユーザ識別子と、交換する価値の量とを含む、ことと、

前記第2のユーザが前記価値交換システムに登録されていないことを、前記価値交換サーバシステムによって、前記ユーザ識別子を用いて判別することと、それに応じて、

前記価値交換システムへの登録処理のための命令を含む、価値を転送するための前記要求の通知を、前記価値交換サーバシステムによって、前記第2のユーザ識別子を用いて第2のユーザデバイスへ送信することと、

前記登録処理中に、前記価値交換サーバシステムによって、前記第2のユーザについての情報を判別することと、

前記価値交換サーバシステムによって、前記第2のユーザについての前記情報の第1のサブセットを検証することと、

前記価値交換サーバシステムによって、前記第2のユーザについての前記情報を用いて、前記第2のユーザのための第2のユーザ口座を前記価値交換システム内に作成することと、

前記価値交換サーバシステムによって、検証された前記情報の前記第1のサブセットに基づく取引制限を有するように前記第2のユーザ口座を構成することと、  
を含む方法。

#### 【請求項9】

価値を転送するための前記要求を受信する前に、前記価値交換サーバシステムによって、前記第1のユーザ口座及びクレジット口座を識別する預け入れ情報を受信することと、

前記価値交換サーバシステムによって、前記クレジット口座を用いて、前記第1のユーザ口座に資金提供することと、

を更に含む、請求項8に記載の方法。

#### 【請求項10】

価値を転送するための前記要求を受信する前に、前記価値交換サーバシステムによって、前記第1のユーザ口座及びデビット口座を識別する預け入れ情報を受信することと、

前記価値交換サーバシステムによって、前記デビット口座を用いて、前記第1のユーザ口座に資金提供することと、

を更に含む、請求項8に記載の方法。

#### 【請求項11】

前記価値交換サーバシステムによって、前記ユーザからの預け入れを受信すること、を更に含み、前記預け入れは電子小切手を用いて資金提供される、請求項8に記載の方法。

#### 【請求項12】

第1のユーザからの前記受信よりも前に、

価値を転送するための前記要求を受信する前に、前記価値交換サーバシステムによって、前記第1のユーザ口座及び自動精算所転送情報を識別する預け入れ情報を受信することと、

前記価値交換サーバシステムによって、前記自動精算所転送情報を用いて、前記第1のユーザ口座に資金提供することと、

を更に含む、請求項8に記載の方法。

#### 【請求項13】

価値を転送するための前記要求の前記通知を前記第2のユーザデバイスへ送信する前に、前記価値交換サーバシステムによって、価値の前記量を前記第1のユーザ口座から前記第2のユーザへ割り当てること、を更に含む、請求項8に記載の方法。

#### 【請求項14】

価値を転送するための前記要求の前記通知を前記第2のユーザデバイスへ送信した後に、前記価値交換サーバシステムによって、価値の前記量を前記第1のユーザ口座から前記第2のユーザへ割り当てること、を更に含む、請求項8に記載の方法。

#### 【請求項15】

機械に動作を実施させるように実行可能な機械読み取り可能な命令を記憶している非一時的機械読み取り可能媒体であって、前記動作は、

価値交換システム内に提供された第1のユーザ口座から第2のユーザへ価値を転送するための要求を、第1のユーザデバイスから受信することであって、価値を転送するための前記要求は、前記価値交換システムの外の前記第2のユーザを識別する第2のユーザ識別子と、交換する価値の量とを含む、ことと、

前記ユーザ識別子を用いて、前記第2のユーザが前記価値交換システムに登録されていないことを判別することと、それに応じて、

前記価値交換システムへの登録処理のための命令を含む、価値を転送するための前記要求の通知を、前記第2のユーザ識別子を用いて、第2のユーザデバイスへ送信することと、

前記登録処理中に、前記第2のユーザについての情報を判別することと、

前記第2のユーザについての前記情報の第1のサブセットを検証することと、

前記第2のユーザについての前記情報を用いて、前記第2のユーザのための第2のユーザ口座を前記価値交換システム内に作成することと、

検証された前記情報の前記第1のサブセットに基づく取引制限を有するように前記第2のユーザ口座を構成することと、

を含む、非一時的機械読み取り可能媒体。

#### 【請求項16】

前記動作は、

価値を転送するための前記要求を受信する前に、前記第1のユーザ口座及びクレジット口座を識別する預け入れ情報を受信することと、

前記クレジット口座を用いて、前記第1のユーザ口座に資金提供することと、を更に含む、請求項15に記載の非一時的機械読み取り可能媒体。

#### 【請求項17】

前記動作は、

価値を転送するための前記要求を受信する前に、前記第1のユーザ口座及びデビット口座を識別する預け入れ情報を受信することと、

前記デビット口座を用いて、前記第1のユーザ口座に資金提供することと、  
を更に含む、請求項15に記載の非一時的機械読み取り可能媒体。

【請求項18】

前記動作は、前記ユーザからの預け入れを受信することを更に含み、前記預け入れは、  
電子小切手を用いて資金提供される、請求項15に記載の非一時的機械読み取り可能媒体  
。

【請求項19】

前記動作は、第1のユーザからの前記受信よりも前に、  
価値を転送するための前記要求を受信する前に、前記第1のユーザ口座及び自動精算所  
転送情報を識別する預け入れ情報を受信することと、

前記自動精算所転送情報を用いて、前記第1のユーザ口座に資金提供することと、  
を更に含む、請求項15に記載の非一時的機械読み取り可能媒体。

【請求項20】

前記動作は、価値を転送するための前記要求の前記通知を前記第2のユーザデバイスへ  
送信する前に、価値の前記量を前記第1のユーザ口座から前記第2のユーザへ割り当てる  
こと、を更に含む、請求項15に記載の非一時的機械読み取り可能媒体。